

農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の 相続税の納税猶予等の特例措置の活用について

《 認定申請書作成マニュアル（version 1） 》

このマニュアルは、納税猶予農地の一時使用に係る大臣認定の申請を行う起業者に対して、書類作成上の留意点及び代替性のない旨の国土交通大臣の認定要件の審査方法を示すものである。

目 次

第Ⅰ章 納税猶予農地等の一時使用について

1. 農地等の納税猶予制度の概要
2. 納税猶予農地等の一時使用の概要
3. 納税猶予農地等の一時使用を受けるための要件

第Ⅱ章 国土交通大臣の認定について

1. 国土交通大臣認定の要件
2. 認定審査のポイント
3. 認定までのスケジュール等
4. 認定後の手続きについて

第Ⅲ章 申請書類の作成方法

1. 申請書類の種類
2. 作成上の留意事項

《 参考資料 》

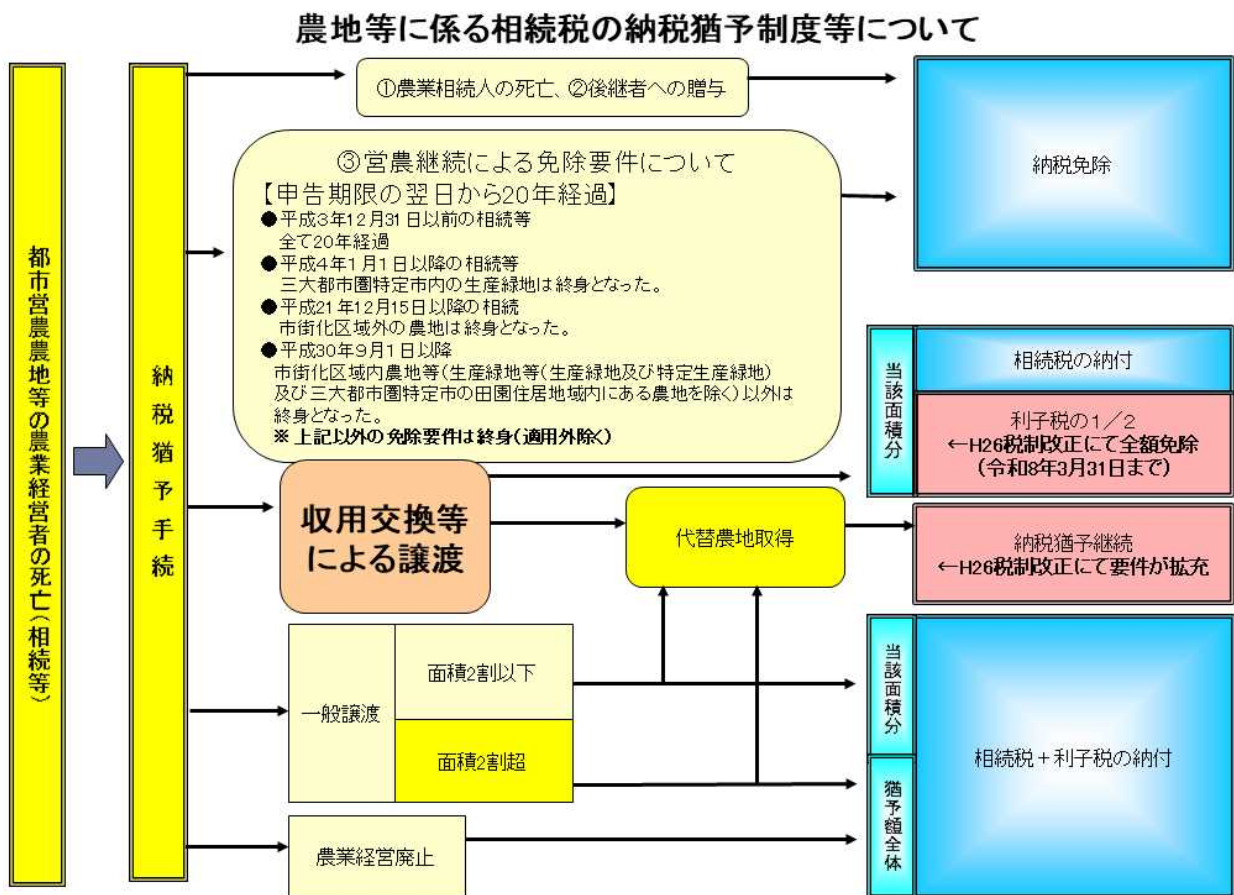
- 租税特別措置法（抄）

第 I 章 納税猶予農地等の一時使用について

1. 農地等の納税猶予制度の概要

農地等の所有者が納税猶予の手続きを受け、所有する農地等について納税猶予農地等の特例を受けると、当該農地で農業を継続する間は、相続税、贈与税及び不動産取得税（以下「相続税等」という。）の納税又は徴収が猶予され、更に相続人又は贈与者が死亡するまで営農すること等の条件を満たすことにより猶予されていた納税が免除になるという制度である。

ただし、営農の中止、当該農地を第三者に譲渡した場合等には猶予されていた相続税等のほかに納税猶予期間中の利子税又は延滞金が課せられることになる。



2. 納税猶予農地等の一時使用の概要

平成13年度の税制改正により、納税猶予農地等の一時使用が次項に記載のとおり、公共事業の施行に真に必要と認められ、かつ農地返還後も営農を継続する場合に限り、今まで継続されていた相続税等の納税猶予が一時使用期間中も継続されることとなった。

3. 納税猶予農地等の一時使用を受けるための要件（第Ⅱ章で詳述）

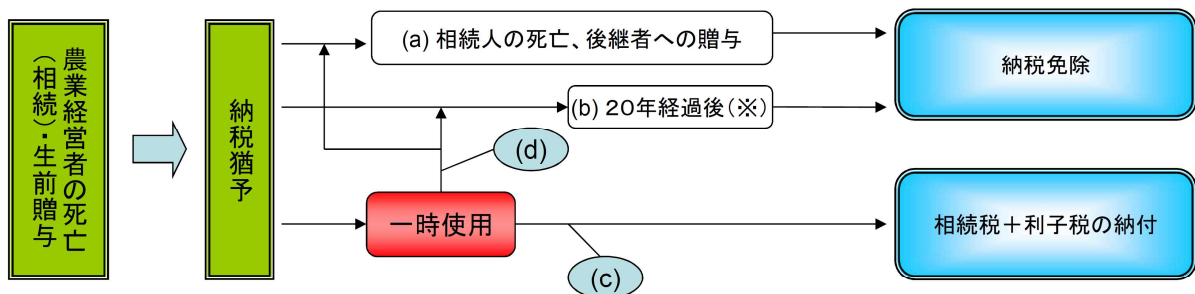
- 道路、河川、鉄道その他これらに準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したものの施行のために納税猶予農地等に一時的な地上権等を設定し、かつ、その使用が代替性のないものとして主務大臣が認定したこと。
- 一時使用が終了した後に、納税猶予の適用を受けている者（以下単に「農地等の所有者等」という。）が営農を再開すること（図－1参照）。

図－1 納税猶予農地等の一時使用について

農地等の納税猶予制度の基本

農業相続人が農業を営んでいた被相続人から相続等で農地等を取得した場合には、担保を提供して、下記の期限まで納税を猶予できる。

- (a) 農業相続人が死亡する日もしくは後継者に贈与した日
 - (b) 申告書の提出期限から20年経過の日（※平成21年12月14日以前の相続で一般農地に限る）
- これらの事由が生じた場合には納税は免除



納税猶予農地の一時使用について

- (c) 営農以外の目的で一時的に使用する時は、原則として、猶予期限が到来し、納税猶予額及び利子税を納付。
- (d) ただし、一時使用が、道路、河川、鉄道事業及びこれらに準ずる事業のためになされ、一時使用につき代替性のない旨主務大臣の認定を受けた場合で、返地後も営農を継続する場合には、猶予期限が継続される。

代替性のない旨の主務(国土交通)大臣認定の要件・基準

- ① 事業が道路、河川、鉄道その他これらに準ずる事業
- ② 一時使用に代替性がないこと
- ③ 営農を継続すること
- ④ 契約の当事者が当該事業の施行者本人であること

第Ⅱ章 国土交通大臣の認定について

1. 国土交通大臣認定の要件

- ①申請に係る事業が、道路法による道路に関する事業、河川法が適用される河川に関する事業及び鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業又はそれに準ずる事業であること。
- ②当該事業に係る納税猶予農地等の使用が代替性のないものであること。
- ③一時使用が終了した後に、農地等の所有者等が営農を再開すること。
- ④契約の当事者が当該事業の施行者本人であること

2. 認定審査のポイント

① 事業が道路、河川、鉄道その他これらに準ずる事業

当該要件は、申請に係る具体の事業が道路、河川、鉄道その他これらに準ずる事業に該当するか否かを審査するもの。

「その他これらに準ずる事業」の例	
過去の申請事業において認定を受けた事業	砂防法が適用される砂防設備に関する事業 (平成21年7月31日国土用第25号)
	下水道法が適用される下水道に関する事業 (平成13年11月2日国総国調第122号)
	都市計画法第11条第1項第1号による都市計画道路事業 (平成13年8月8日国総国調第59-1号外)
	都市計画法第11号第1項第1号による都市高速鉄道事業 (平成13年8月8日国総国調第54号)

② 当該事業に係る納税猶予農地等の使用が代替性のないものであること

当該要件は、当該事業が線的連続性を有する用地を必要とする事業であり、当該農地等を一時使用せざるを得ない状況にあるかを審査するもの。

(具体的には、「第三章 申請書類の作成方法」参照のこと)

一時使用に代替性がないことの審査基準

- ・工事施工に際して必然的に一時使用ヤードが発生すること。
- ・一時使用のヤードが納税猶予農地以外の土地では代えることができないもの。
- ・一時使用面積が必要最小限であること。
- ・一時使用期間が必要最小限であること。
- ・一時使用に線的連続性を有する用地を必要とすること。

- ③ 一時使用が終了した後、農地等の所有者等が営農を再開すること
当該要件は、農地の一時使用をきっかけとして当該農地が農地以外に転用されることを防ぐためである。
- ④ 契約の当事者が当該事業の施行者本人であること
事業の施行者の業務を請け負っている業者等が自ら契約して納税猶予農地等を一時使用するような場合には、本特例は受けられない。

3. 認定までのスケジュール等

- ① 申請及び契約に係る事業についての要件該当性の確認
事業者から申請及び契約に係る事業について、認定を受けたい旨の連絡があった後、事業の種類が認定要件に該当する事業かどうか、明らかに代替性がないと認められるような施設の用地としての一時使用ではないか等について、事前に確認を行う。
 - ② 申請書類（案）の作成
上記①の確認後、「第Ⅲ章 申請書類の作成方法」の内容に留意し、申請書類（案）を作成。
 - ③ 申請書類（案）の審査
提出された申請書類（案）について審査、修正。
 - ④ 国税庁への協議（※「その他これらに準ずる事業」で過去に認定例のない事業のみ協議）
申請書類（案）一式を国税庁へ提出し、内容の確認が行われる。なお、国税庁から指摘等があった際には、申請書類（案）の修正を行う。
 - ⑤ 本申請、省内決裁及び認定書の送付
（国税庁から、認定要件に該当している旨の回答後）公印を押印した本申請書類一式を提出し、省内にて決裁を行い、事業者へ認定書を送付する。なお、省内決裁において指摘等があった際には申請書類の修正を行う。
 - ⑥ 地上権等の設定
認定後、土地所有者と地上権等に関する契約を締結。
 - ⑦ 税務署に対する申請
地上権等の設定に基づき、貸付を行った日から1月以内に、納税地の税務署に申請書を提出。
- ※ 上記①～⑤までに要する期間は、概ね3か月～6か月となるため、申請に係る事業が存する場合には、早めに相談すること。

4. 認定後の手続きについて、

国土交通大臣の認定後においては、「農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の相続税の納税猶予等の特例措置の適用について」（平成13年5月25日国総国調第18号）記3（1）④、（2）、（3）及び（4）の内容に留意し、必要となる手続きを遺漏のないように行うこと。

第Ⅲ章 申請書類の作成方法

1. 申請書類の種類

（1）添付を要する書類

①認定申請書（別記様式1）	⑥納税猶予農地の使用が代替性のないもの と考える理由を記載した書面
②事業計画	⑦納税猶予農地の図面（使用地位置図、 使用地表示図、標準横断図等）及び写真
③事業が道路事業、河川事業、鉄道事業その 他これらに準ずる事業であることを説明す る資料	⑧工事工程表
④事業認可書、都市計画決定認可書等の写し	⑨納税猶予農地の登記事項証明書
⑤譲渡所得等の課税の特例の適用に関する 確認の写し	⑩納税猶予農地の公図
	⑪その他参考となるべき資料 ・基本協定書の写し ・事業のパフレット 等

（2）添付書類の目録

申請書には、添付書類の目録及びページ番号をつけること。（※「添付書類目録の記載例」参照）

2. 作成上の留意事項

（1）認定申請書（別記様式1）

9～11ページ参照。

（2）事業計画

事業計画は、事業の内容を説明するものであり、次の事項を記載すること。なお、その内容を説明する参考資料があるときは、併せて添付すること。

- イ 事業名
- ロ 事業施行者
- ハ 事業計画の概要
- ニ 施行の理由
- ホ 事業の開始及び完成の時期
- ヘ 設計の概要
- ト 位置図（広域地図等に事業箇所を示したもの）

(3) 事業が道路事業、河川事業及び鉄道事業に準ずる事業であることを説明する資料
例えば道路事業であれば、道路法に基づく告示（官報、都道府県公報）等を添付
すること。

(4) 事業認可書、都市計画決定認可書等の写し

事業認可、都市計画決定等を行っている場合は、認可書等の写しを添付すること。

(5) 譲渡所得等の課税の特例の適用に関する確認の写し

該当する場合は添付すること。

(6) 納税猶予農地の使用が代替性のないものとする理由を記載した書面

当該事業が線的連続性を有する用地を必要とする事業であり、当該農地等を一時
使用せざるを得ない状況にあるかを審査するもの。

具体的には、以下のとおりである。

《代替案との比較》（※「代替案との比較資料の作成例」参照）

道路、鉄道等の連続立体交差事業における仮線用地や河川改修事業において橋梁
の架替を伴う際の迂回路用地等では、代替案比較が事業計画の代替性がないことを
立証する有効な手法であると考えられる。

i) 比較対象となる代替案の範囲

道路のルート比較を考えた場合、代替するルート案は大量に存在し、道路の代
替案について他の交通手段を想定することも可能である。しかしながら、現実的
に比較検討すべき代替案の範囲は、その存在が顕著な代替案に限定される。した
がって、現実の施行が困難な代替案や、他の起業者でないと施行できない代替案
は、含まれない。

またコントロールポイント等を明らかにし、ルート選定の合理性の説明も必要
となる。

ii) 代替案比較の審査の視点

代替案との比較を行う場合の具体的な視点としては、社会的条件（潰地、支障
物件の多寡、土地利用・周辺環境に与える影響）、技術的条件（事業の効率、工事
施工が困難でないこと）及び経済的条件（施行に要する費用の多寡）であり、こ
れらの点について審査を行う。

具体の代替案の比較にあたっては、写真等を用いながら、代替案比較表及び代
替案比較ルート図を作成することにより、採用するルート等が最も合理的である
ことを説明すること。

iii) 迂回路等について

申請事業について法令上位置付けられた構造基準（道路構造令、河川管理施設
等構造令等）が存在する場合には、事業計画がこれらの構造基準に適合している
かを確認する必要がある。

また、法令による施設基準以外の施設基準については、その基準の考え方、適

用の対象、法令による施設基準との関係等が明確であり、かつ、一般的に用いられているものであれば、法令による施設基準に準じて取扱うことも可能である。

なお、当該書面の最後に、一時使用が終了した後の原状回復の方法及び農地等の所有者等が営農を再開することについて記載するとともに、納税猶予の適用を受けている者との交渉記録簿等を添付すること。

(7) 納税猶予農地の図面（使用地位置図、使用地表示図、標準横断図等）及び写真

○ 使用地位置図

縮尺 25,000 分の 1（25,000 分の 1 がいない場合は 50,000 分の 1）の一般図によって使用地の位置を示すこと。

○ 使用地表示図

縮尺 100 分の 1 から 3,000 分の 1 程度までの間で（標準は縮尺 1,000 分の 1）、使用地を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図によって、事業計画の内容も併せて表示すること。図面は使用地及びその付近における顕著な地形、地物等（河川、道路、官公署等）を記載した図面とし、これだけでは一時使用予定地の範囲がわかりにくいときは、主要な建物その他固定性の高い物件も記載すること。

○ 標準横断図、縦断図、橋梁一般図等

縦横断図については、断面としたポイントを明示すること。

○ 納税猶予農地を示した図面

縮尺 100 分の 1 から 1,000 分の 1 程度までの間で、当該農地を表示するのに適切な縮尺の図面によって使用地を表示すること。また、使用地の表示は、当該農地が使用地の範囲に含まれることを容易に判断できるものとする。

○ 納税猶予農地等の写真

複数方向から撮影した写真を添付する必要がある、農地として営農していることが分かる写真を添付すること。また、写真撮影方向図を添付すること。

○ その他留意事項

図面には、図面番号、縮尺、方位、凡例をつけること。図面が数枚にわたる場合は、図面相互の関係を一覧できる略図を図面に表記すること。

(8) 工事工程表（※「工程表の記載例」参照）

工事工程表は、納税猶予農地の使用が必要となる事業の工種毎に、その必要期間を明示することによって、納税猶予農地の使用期間に関する合理性を説明する資料となる。

記載内容は以下の事項とし、参考資料等があるときは、併せて添付すること。

○ 主な工種及び工種毎の必要期間

○ 当該農地の使用期間（準備工、復旧工も含めて示すこと。）

○ 工事の手順

(9) 納税猶予農地の登記事項証明書

登記事項証明書は、納税猶予農地が、納税猶予を受けていることを説明する資料となる。なお、登記事項証明書で納税猶予農地であることを示せない場合には、当該農地が納税猶予農地である旨の説明をする資料が別途必要となる。

(10) 納税猶予農地の公図

不動産登記法第14条第1項に規定する地図で使用地部分のみを着色すること。

(11) その他参考となるべき資料

- 基本協定書の写し、都市計画マスタープラン、事業のパンフレット等

(別紙様式1)

〇 〇 第 〇 〇 号
令和 年 月 日

認 定 申 請 書

国 土 交 通 大 臣 殿

① { 〇〇県〇〇市〇〇一丁目1番1号
〇 〇 県
上記代表者 〇〇県知事 〇 〇 〇 〇

② { 標記について贈与税（又は相続税）の納税猶予を受けている農地（又は採草放牧地若しくは準農地）を下記の事業のために一時使用することを予定しており、つきまして租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第18項（又は第70条の6第22項）の規定による国土交通大臣の認定を受けたく下記のとおり申請いたします。

記

事業名	③	
事業の種類（及び既に認定を受けている事業については認定年月日）	④	
五千万所得控除等の 税制の特例に係る事前協議番号	⑤	
納税猶与の適用を受けている者の氏名	⑥	
納税猶与の適用を受けている者の住所	⑦	
納税猶与農地等の所在地	地目	面積（一時使用面積）
⑧	⑨	⑩
一時使用の目的	⑪	
使用予定期間	⑫	
添付書類：別添のとおり		

注意事項

- ・認定に係る事業の種類が道路法による道路に関する事業，河川法が適用される河川に関する事業及び鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業である場合には，その旨明記すること。

認定申請書作成要領(別記様式 1)

①申請人

申請は起業者が行う。起業者とは、土地収用法第8条第1項に規定されており、申請に係る事業の根拠法令において事業主体となる者をいう。

(例)

イ 都道府県の場合

〇〇県〇〇市〇〇一丁目1番1号

〇〇県

上記代表者 〇〇県知事 ○ ○ ○ ○

ロ 地方整備局等

東京都千代田区霞ヶ関二丁目1番3号

国土交通大臣 ○ ○ ○ ○

上記代理人

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇一丁目1番1号

〇〇地方整備局長 ○ ○ ○ ○

②税の種類及び租税特別措置法の条項は、該当するもののみ記載すること。

③事業名

事業名については、都市計画決定等の名称に合わせ、正しく記載すること。また、申請書内で名称は統一して記載すること。

(例)

都市計画道路0・0・0〇〇〇線

④事業の種類(及び既に認定を受けている事業については認定年月日)

道路法による道路に関する事業、河川法が適用される河川に関する事業、鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業、その他これらの事業に準ずる事業

(例)

イ 道路法が適用される道路に関する事業

ロ 河川法が適用される河川に関する事業

ハ 鉄道事業法が適用される鉄道に関する事業

ニ 下水道法が適用される下水道に関する事業(認定:平成13年11月2日国総国調第122号)

⑤五千万円所得控除等の税制の特例に係る事前協議番号

該当する場合は、記載すること。

(例)

〇〇〇第603号(令和3年〇月〇日)

⑥納税猶予の適用を受けている者の氏名

⑦納税猶予の適用を受けている者の住所

登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合には、戸籍の附票等を添付することにより、本人であることを確認できるようにすること。

(例)

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

⑧納税猶予農地等の所在地

(例)

〇〇県〇〇市〇〇字〇〇

⑨地目

登記事項証明書を元に記載すること。

(例)

田、畑

⑩面積(一時使用面積)

登記事項証明書の面積または実測面積を記載すること。()内には、一時使用面積を記載すること。

(例)

650 m² (324.15 m²)

⑪一時使用の目的

(例)

- イ 事業施行に伴う工事用進入道路等の設置のため
- ロ 橋梁架け替えに伴う仮設道路
- ハ 〇〇鉄道〇〇線の高架工事に伴う仮線設置

⑫使用予定期間

(例)

令和4年〇月〇日から令和8年〇月〇日まで

〔添付書類目録の記載例〕

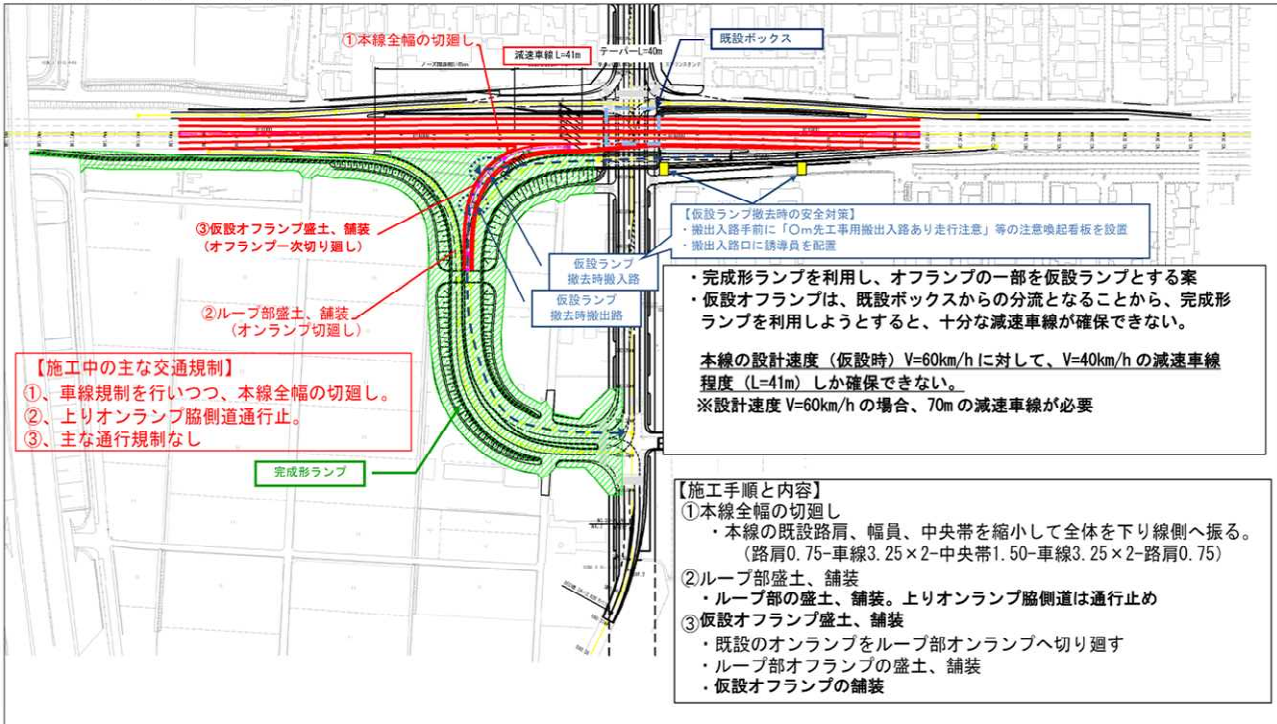
- 1 認定申請書
- 2 事業計画
- 3 使用地位置図
- 4 事業が道路事業であることを説明する資料
- 5 事業認可書また都市計画決定認可書の写し
- 6 譲渡所得等の課税の特例の適用に関する確認の写し
- 7 納税猶予農地の使用が代替性のないものとする理由を記載した書面
- 8 納税猶予農地の図面、写真
 - イ 使用地表示図
 - ロ 標準横断図
 - ハ 縦断図
 - ニ 納税猶予農地を示した図面
 - ホ 納税猶予農地の写真
- 9 工事工程表
- 10 納税猶予農地の登記事項証明書
- 11 申請予定地の公図

※ 申請時には、各項目にインデックスをつけること。

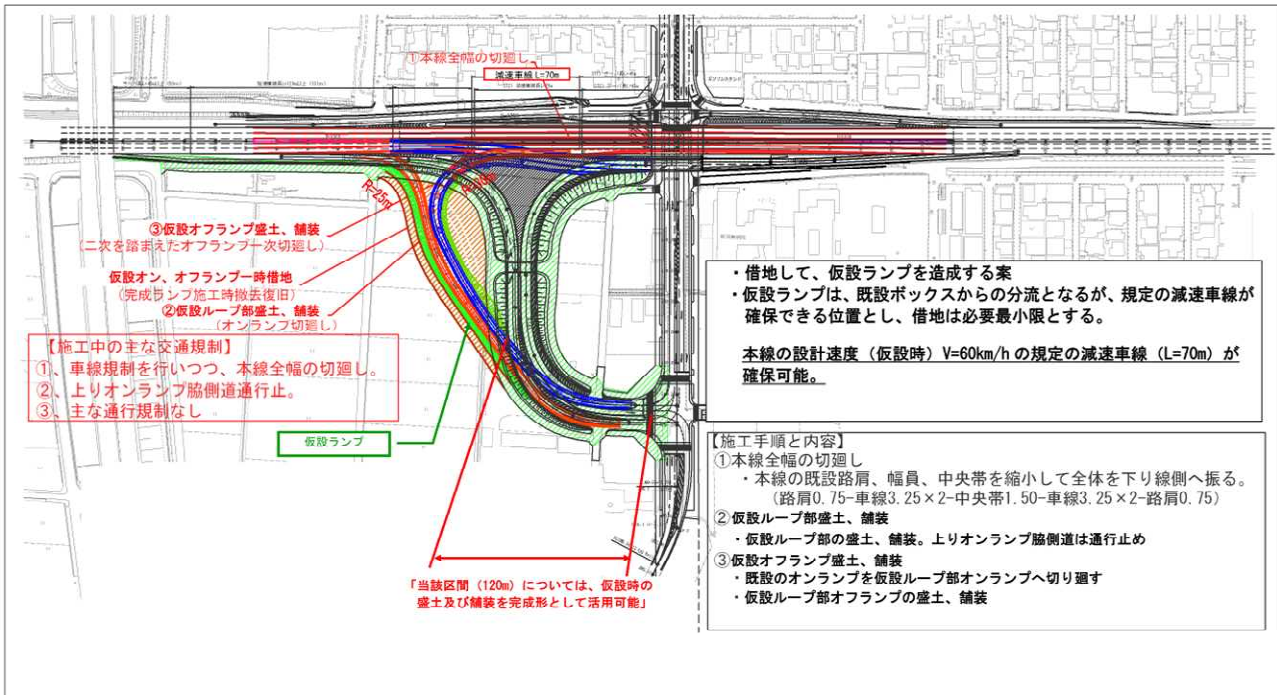
[代替案との比較資料の作成例]

(代替案比較ルート図の作成例)

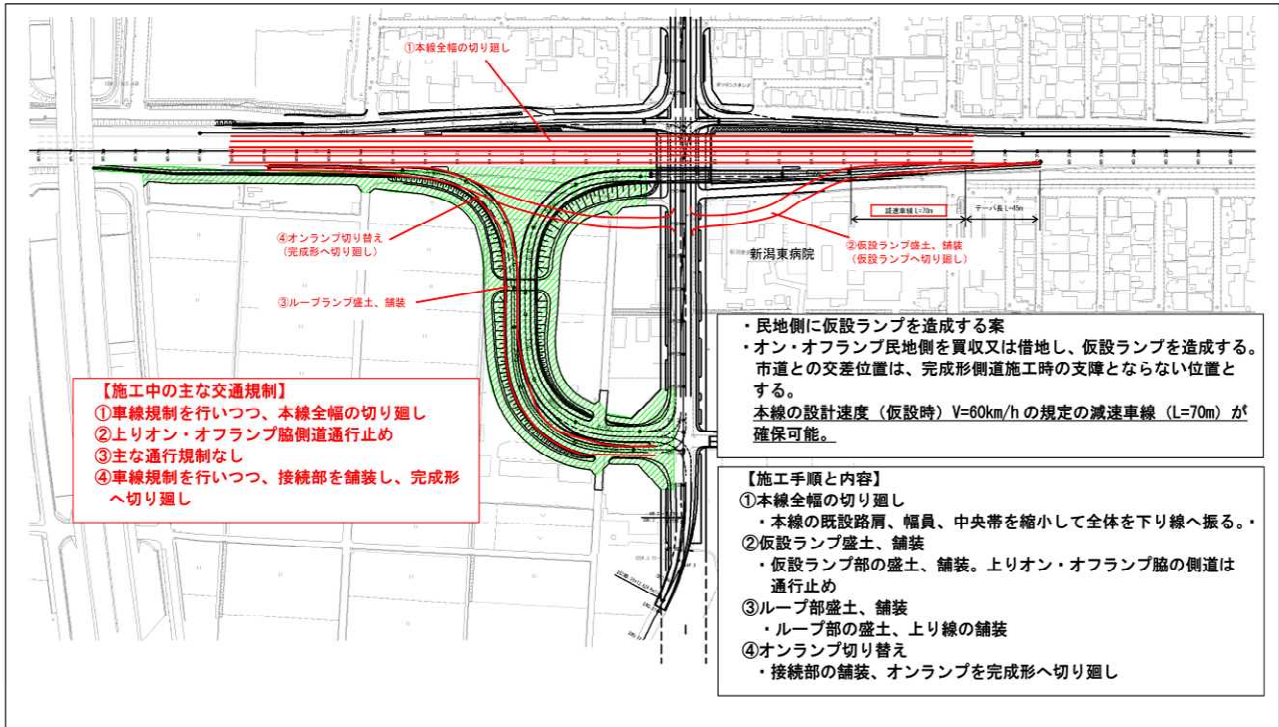
<比較案1>完成形ランプ利用案



<比較案2>借地による仮設ランプ造成案



<比較案3> 民地側仮設ランプ造成案



(代替案比較表の作成例)

<比較検討表>

	比較案 1	比較案 2	比較案 3
概 要	完成形ランプのうち、オフランプの一部を仮設ランプとして切り廻し。	完成形以外の借地部分と、完成形の一部を利用して、仮設ランプを造成し、切り廻す。	上り線オン・オフランプ民地側に仮設ランプを造成し、切り廻す。
土地利用・周辺環境に与える影響	完成形ランプに存在する全ての用地取得を完了する必要がある。 (△)	仮設ランプに存在する土地の内、完成形と重複する範囲の用地取得とそれ以外の部分の借地が発生する。 (△)	仮設ランプに存在する土地の内、完成形と重複する範囲の用地取得と、それ以外の部分の借地が発生する。病院移転については、周辺に移転先適地もなく、地元の詳細を得るのは困難。 (×)
施工性等	完成形ランプを利用することから、新たな工程が少なく効率的であるが、仮設ランプ撤去時においては、上り線オフランプに搬出入路の設置が必要であり、搬出入に当たっては、一般車両との接触事故等が無いよう十分な安全対策が必要。(△)	仮設ランプ設置撤去など新たな工程が増えるが、起点から約 120m 区間の盛土と一部の舗装は完成形としてそのまま活用可能。 (△)	仮設ランプ設置撤去の新たな工程が増える。また、仮に病院移転が可能となったとしても、移転先の構築と既存の撤去に 2 年ほどの期間を要するため、他のに案 2 比べ、事業効果が発揮される時期が遅くなる。 (×)
現道交通への影響	交差する現道 BOX から分流し、完成形ランプへの接続となるため、減速車線長 (L=70m) が全く確保できない。 (×)	交差する現道 BOX からの分流となるが、規定のテパ部及び減速車線長を確保した後に、ランプ曲線部に接続する設計としているため、安全な交通が確保できる。(○)	規定の減速車線長が確保でき、交通への危険はない。 (△)
経済性	3 0 百万円 (1.0) (○)	1 2 0 百万円 (4.0) (△)	1, 340 百万円 (44.7) (×)
	不採用 (×)	採用 (○)	不採用 (×)
結 論	<p>※比較検討の結果、下記理由により、比較案 2 を採用する</p> <ul style="list-style-type: none"> 案 1 は、手戻りが少ないため施工性が良く、経済性も 3 案の中で最も優位だが、減速車線が全くとれない危険な道路形状となるため、採用不可とする。 案 2 は、経済性について案 1 より劣るが、安全な道路形状での交通切り廻しが可能である。また、仮設時でも滞留長が確保されることにより渋滞解消が図られ、現道交通への影響は案 3 より優位である。案 1 は道路利用者の安全性から採用不可であるため、総合的に案 3 より優位な案 2 が最も優位であるため採用する。 案 3 は、病院移転が必要だが、移転について地元住民の理解を得るのは困難である。また、病院施設のうち、3 階病棟と 6 階病棟の一部が移転対象となるが、部分的な施設の移転は病院としての機能は果たせないと考える。仮に移転するとしても、移転に十何億もかけてその 1 0 分の 1 の費用の仮ランプを造成するのは現実的ではないため、不採用とする。 		

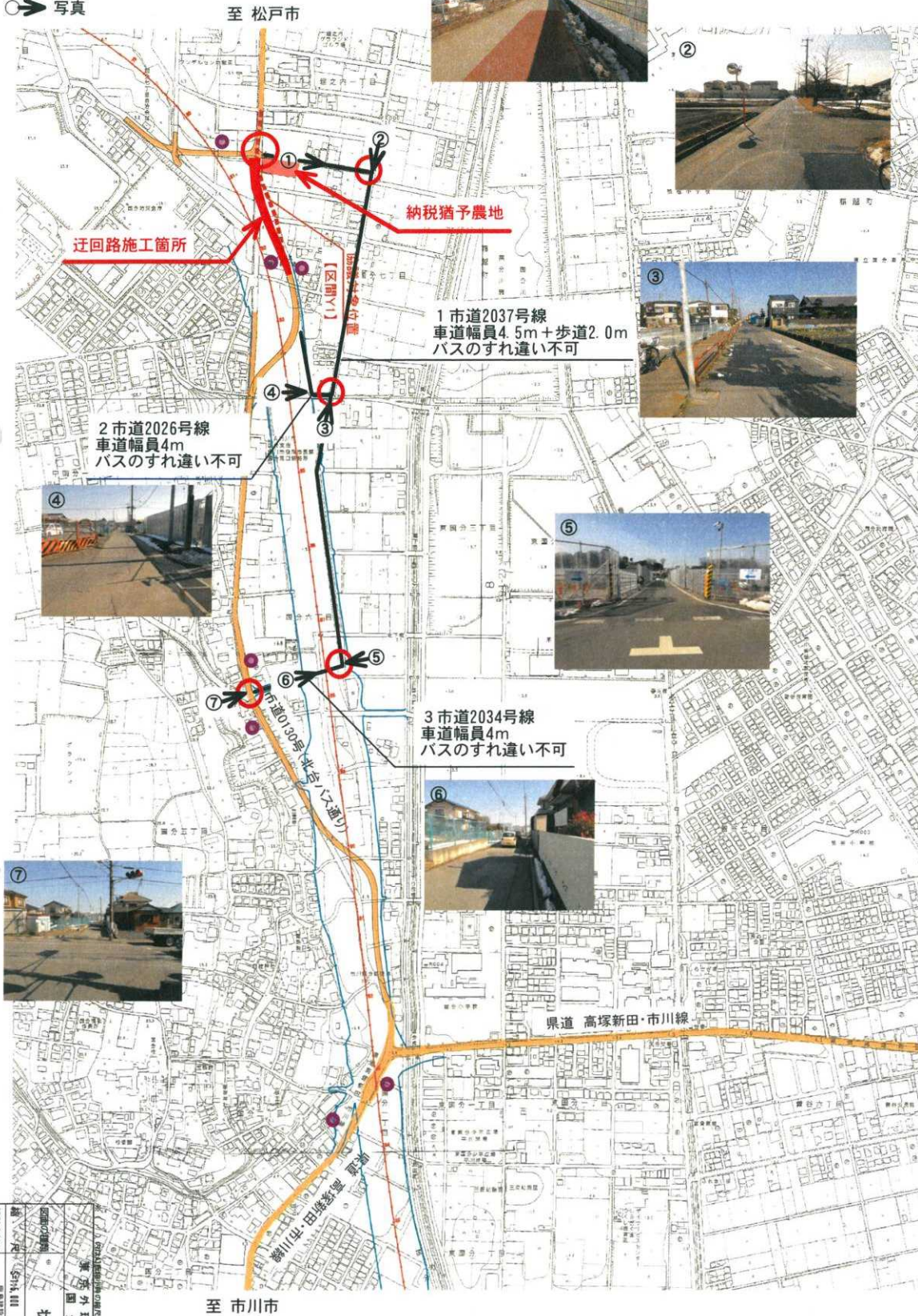
(既存の道路が迂回路として利用できないことの説明)

資料 2-1

○ 囲み交差点
大型車の右左折できない。

● バス停

○➡ 写真



図名	状況1
縮尺	1:5,000
作成日	2014.11.11
作成者	東武環境自動車
確認者	東武環境自動車
図面番号	1

状況図 S=1:5,000

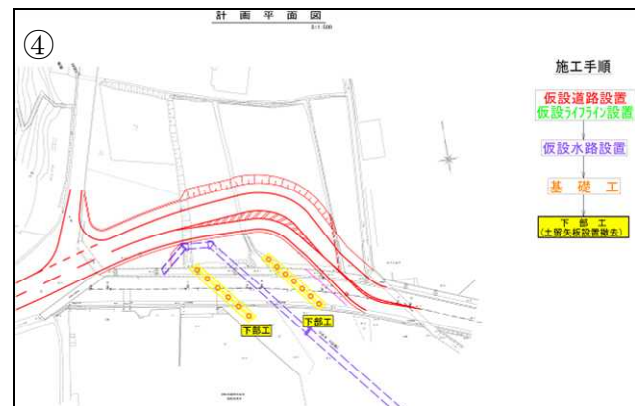
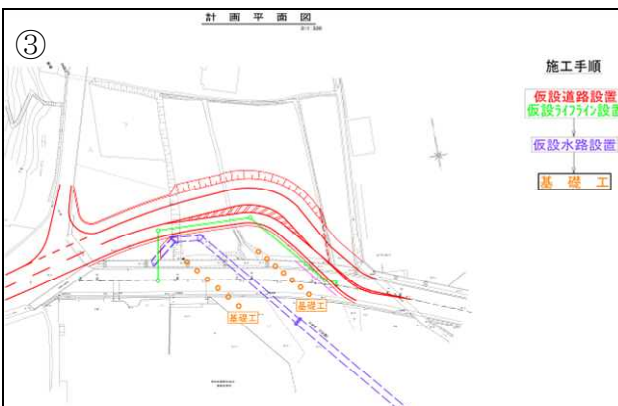
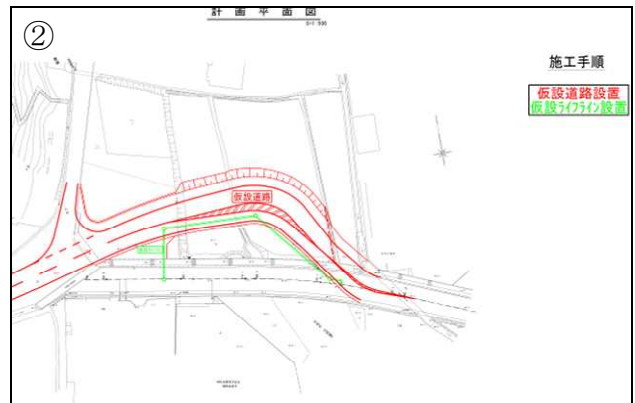
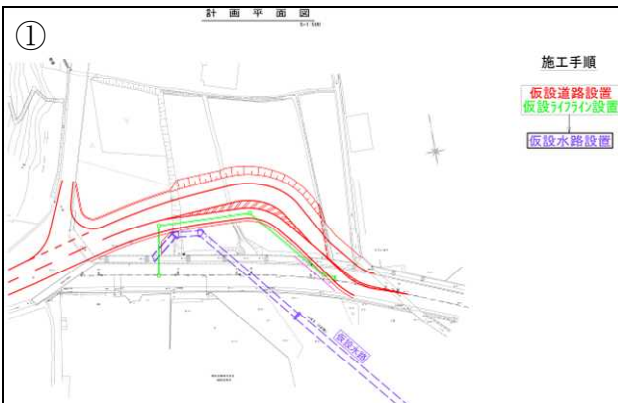


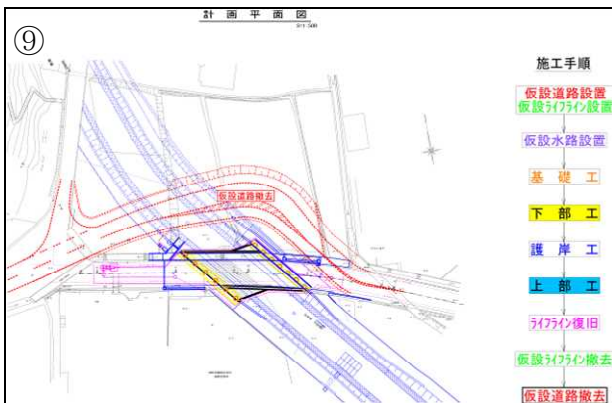
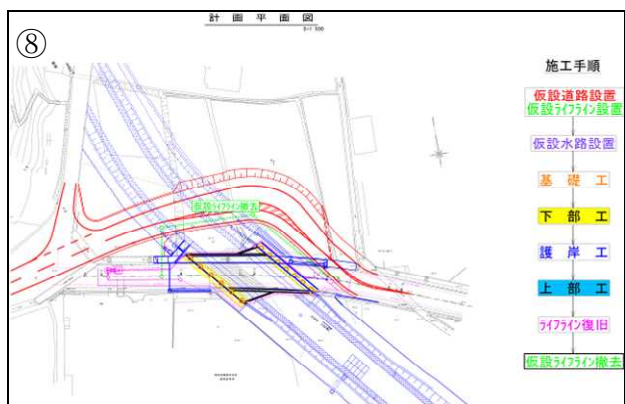
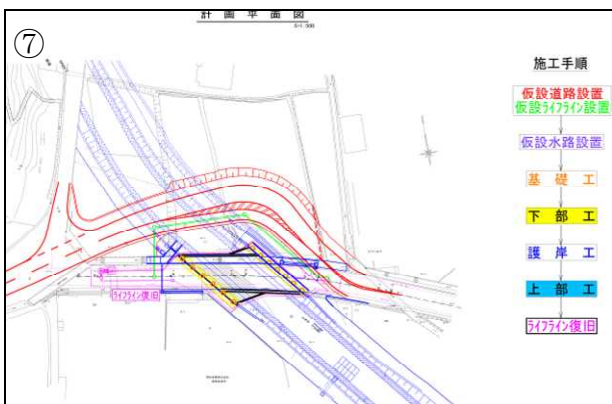
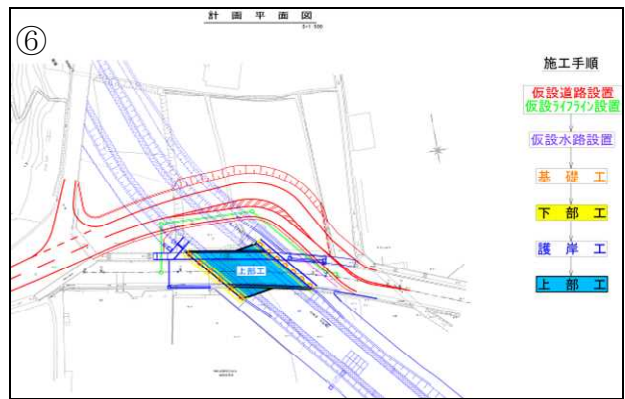
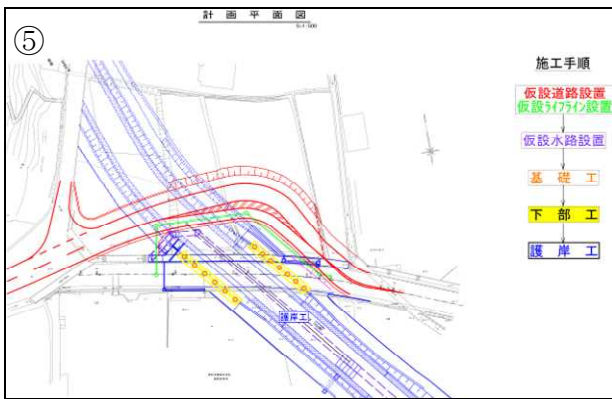
[工程表の記載例]

(工程表の作成例)

工 種	平成25年度												平成26年度											
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
準 備 工	■																							
仮設道路設置 仮設ライフライン設置	■	■	■	■	■	■																		
橋 梁 基 礎 工																								
土留矢板設置・撤去																								
橋 梁 下 部 工																								
護 岸 工																								
橋 梁 上 部 工																								
ライフライン復旧 仮設ライフライン撤去																								
橋 面 工																								
市道すり付け																								
仮設道路撤去																								
後 片 付 け																								
納税猶予農地借地期間	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

(工事の手順の作成例)





《 参考資料 》

○ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（抄）

（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除）

第七十条の四

18 第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が、同項の規定の適用を受ける農地等に係る贈与者の死亡の日前に当該農地等の全部又は一部を一時的道路用地等（道路法による道路に関する事業、河川法が適用される河川に関する事業、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして当該主務大臣が認定したものをいう。以下この条において同じ。）の用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。以下第二十項までにおいて「地上権等の設定」という。）に基づき貸付けを行つた場合において、当該貸付けに係る期限（以下この項において「貸付期限」という。）の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた農地等を当該受贈者の農業の用に供する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第一項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該承認に係る地上権等の設定は、なかつたものとみなす。

二 当該受贈者が、当該貸付期限から二月を経過する日までに当該一時的道路用地等の用に供されていた農地等の全部又は一部を当該受贈者の農業の用に供していない場合には、当該農地等のうち当該受贈者の農業の用に供していない部分は、同日において地上権等の設定があつたものとみなす。

三 当該一時的道路用地等の用に供されている農地等の全部又は一部のうちに準農地がある場合の第四項の規定の適用については、同項中「十年を経過する日において当該受贈者が有する同項」とあるのは「十年を経過する日（当該受贈者が有する準農地が第十八項の規定の適用を受ける場合における当該準農地については、同日又は同項に規定する貸付期限から二月を経過する日のいずれか遅い日とする。以下この項において同じ。）において当該受贈者が有する第一項」と、「同日」とあるのは「当該十年を経過する日」とする。

（農地等についての相続税の納税猶予及び免除等）

第七十条の六

22 第一項本文の規定の適用を受ける農業相続人が、同項に規定する納税猶予期限前に同項の規定の適用を受ける特例農地等の全部又は一部を第七十条の四第十八項に規定する一時的道路用地等（以下この条において「一時的道路用地等」という。）の用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。以下第二十四項までにおいて「地上権等の設定」という。）に基づき貸付けを行つた場合において、当該貸付けに係る期限（以下この項において「貸付期限」という。）の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を当該農業相続人の農業の用に供する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第一項及び第七項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該承認に係る地上権等の設定は、なかつたものとみなす。

二 当該農業相続人が、当該貸付期限から二月を経過する日までに当該一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等の全部又は一部を当該農業相続人の農業の用に供していない場合には、当該特例農地等のうち当該農業相続人の農業の用に供していない部分は、同日において地上権等の設定があつたものとみなす。

三 当該一時的道路用地等の用に供されている特例農地等の全部又は一部のうちに準農地がある場合の第七項の規定の適用については、同項中「十年を経過する日において当該農業相続人が有する同項」とあるのは「十年を経過する日（当該農業相続人が有する準農地が第二十二項の規定の適用を受ける場合における当該準農地については、同日又は同項に規定する貸付期限から二月を経過する日のいずれか遅い日とする。以下この項において同じ。）において当該農業相続人が有する第一項」と、「同日」とあるのは「当該十年を経過する日」とする。